

○ 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）

改正案	現行
（利息等） 第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 定期積金契約に係る給付補填金（法第五十八条の二第二項第二号に規定する給付補填金をいう。） 三 掛金契約に係る給付補填金（法第五十八条の二第二項第三号に規定する給付補填金をいう。） 四〇七 （略） 2 （略） （財務内容の健全性の確保等のための方策） 第十三条 法第六十四条の二第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。 一 （略） 二 機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号及び次条において同じ。）の決定に基づいて取得する優先株式等（次に掲げるものを含む。）	（利息等） 第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 定期積金契約に係る給付補てん金（法第五十八条の二第二項第二号に規定する給付補てん金をいう。） 三 掛金契約に係る給付補てん金（法第五十八条の二第二項第三号に規定する給付補てん金をいう。） 四〇七 （略） 2 （略） （財務内容の健全性の確保等のための方策） 第十三条 法第六十四条の二第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。 一 （略） 二 機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号及び次条において同じ。）の決定に基づいて取得する優先株式等（次に掲げるものを含む。）

及び機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等（剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする優先出資の消却をいう。以下同じ。）、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条、次条（第二項第三号を除く。）、第二十九条の二十三並びに第二十九条の二十八第一号及び第二号において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

（資金援助に係る取得優先株式等）

第十三条の二 (略)

2 法第六十四条の二第六項第二号（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

及び機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等（剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする優先出資の消却をいう。以下同じ。）、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条及び次条（第二項第三号を除く。）において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

（資金援助に係る取得優先株式等）

第十三条の二 (略)

2 法第六十四条の二第六項第二号（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一・二 (略)

三 本条の規定により取得優先株式等（法第六十四条の二第六項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第十四条の二及び第十四条の三において同じ。）に規定する取得優先株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含み、前二号に掲げる株式等を除く。）

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条から第二十九条の二十八まで（第二十九條の二十三並びに第二十九條の二十八第一号及び第二号を除く。）において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の

一・二 (略)

三 本条の規定により取得優先株式等（法第六十四条の二第六項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第十四条の二及び第十四条の三において同じ。）に規定する取得優先株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含み、前二号に掲げる株式等を除く。）

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下第二十五条の四までにおいて同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の

四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一（略）

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び合併、事業の譲受け、付保預金移転（法第二十一条に規定する付保預金移転をいう。）又は会社分割の日における当該契約の総額を記載した書面

三・四（略）

（資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二十三条 法第八十九条（法第六十六条第二項の規定により準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

一（三）（略）

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、

四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一（略）

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び事業の譲受け又は付保預金移転（法第二十一条に規定する付保預金移転をいう。）の日における当該契約の総額を記載した書面

三・四（略）

（資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二十三条 法第八十九条（法第六十六条第二項の規定により準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

一（三）（略）

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の二第一項の規定による債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の二の四第一項の規定による全国連合会債及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三條の規定による商工債（同法附則第三十七條の規定により同法第三十三條の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）（第二十九條の五第四号及び第三十條において「金融債」という。）の権利者

五（略）

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五條の三 法第八十八條第三項第一号（法第八十八條の二第四項（法第八十八條の三第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、機構が第一号措置（法第二百二條第一項第一号に規定する第一号措置をいう。以下この条において同じ。）により取得した株式等（次に掲げるものを含む。）とする。

一（三）（略）

2 法第八十八條第三項第二号（法第八十八條の二第四項（法第八十八條の三第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の二第一項の規定による債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の二の四第一項の規定による全国連合会債及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三條の規定による商工債（同法附則第三十七條の規定により同法第三十三條の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）（第三十條において「金融債」という。）の権利者

五（略）

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五條の三 法第八十八條第三項第一号（法第八十八條の二第四項（法第八十八條の三第八項において準用する場合を含む。）及び第八十八條の三第八項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、機構が第一号措置（法第二百二條第一項第一号に規定する第一号措置をいう。以下この条において同じ。）により取得した株式等（次に掲げるものを含む。）とする。

一（三）（略）

2 法第八十八條第三項第二号（法第八十八條の二第四項（法第八十八條の三第八項において準用する場合を含む。）及び第八十八條の三第八項において準用する場合を含む。）

含む。)に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式(次に掲げるものを含む。)

イゝハ (略)

二 (略)

三 前二号及びこの号の規定により取得株式等(法第百八条第三項(法第百八条の二第四項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))に規定する取得株式等をいう。)に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等(次に掲げるものを含む。)

イゝハ (略)

(法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画(法第百五条第三項に規定する経営健全化計画

において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式(次に掲げるものを含む。)

イゝハ (略)

二 (略)

三 前二号及びこの号の規定により取得株式等(法第百八条第三項(法第百八条の二第四項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。))及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。))に規定する取得株式等をいう。)に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等(次に掲げるものを含む。)

イゝハ (略)

(法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画(法第百五条第三項に規定する経営健全化計画

をいう。第二十五条の七並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において同じ。）を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一～四 （略）

（対象金融機関の組織再編成の認可の要件）

第二十五条の五 法第百八条の三第二項第五号に規定する政令で定める要件は、銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である対象金融機関（同条第一項に規定する対象金融機関をいう。）が行う組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条から第二十五条の九までにおいて同じ。）により機構が取得株式等となる株式の割当てを受ける場合において、当該株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

（承継金融機関が提出する経営健全化計画）

第二十五条の六 法第百八条の三第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一～三 （略）

四 法第百八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式等及び当該組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第百八条第二項に規定

をいう。以下同じ。）を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一～四 （略）

（対象金融機関の組織再編成の認可の要件）

第二十五条の五 法第百八条の三第二項第五号に規定する政令で定める要件は、銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である対象金融機関（同条第一項に規定する対象金融機関をいう。）が行う組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）により機構が取得株式等となる株式の割当てを受ける場合において、当該株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

（承継金融機関が提出する経営健全化計画）

第二十五条の六 法第百八条の三第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一～三 （略）

四 法第百八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式等及び同項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第百八

する取得貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関（法第百八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

五（略）

（第一号措置に係る取得株式等の規定の準用）

第二十五条の九の二 法第百八条第三項の規定及び第二十五条の三の規定は、法第百八条の三第八項において法第百八条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（特別危機管理銀行に係る資金援助の特例に関する読替え）

第二十六条（略）

2 法第百八条第三項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第二項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法第百八条第三項の規定によるあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等及び同条第一項に規定する資金援助について、同条第四項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条第五項	破綻金融機関又は破	特別危機管理銀行

条第二項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

五（略）

（新設）

（特別危機管理銀行に係る資金援助の特例に関する読替え）

第二十六条（略）

2 法第百八条第三項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第二項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法第百八条第三項の規定によるあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等及び法第百八条第一項に規定する資金援助について、同条第四項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条第五項	破綻金融機関又は破	特別危機管理銀行

	純金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関	
(略)	(略)	(略)

(負担金又は特定負担金の決定に係る報告事項)

第二十七条 法第二百三十三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百一十一条第一項に規定する危機対応業務を行うための費用として使用した金額(第四号から第十一号までに規定する業務に係る費用の金額を除く。)

二 取得株式等若しくは法第八十二条第二項(法第八十二条の二第四項(法第八十二条の三第八項において準用する場合を含む。))及び第八十二条の三第八項において準用する場合を含む。)に規定する取得貸付債権又は取得特定株式等(法第二百二十六条の二十四第二項(法第二百二十六条の二十五第四項(法第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。))及び第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。))に規定する取得特定株式等をいう。以下同じ。)若しくは法第二百二十六条の二十四第二項(法第二百二十六条の二十五第四項(法第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。))及び第二百二十六条の二十六第八項

	純金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関	
(略)	(略)	(略)

(負担金の決定に係る報告事項)

第二十七条 法第二百三十三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百一十一条第一項に規定する危機対応業務を行うための費用として使用した金額

二 取得株式等又は法第八十二条第二項に規定する取得貸付債権から生じた果実に相当する金額

	項において準用する場合を含む。）に規定する取得特定貸付債権から生じた果実に相当する金額	
	三 法第二百二十六条の五第四項において準用する会社更生法第八十一条第一項の規定に基づき受けた費用の前払及び報酬の金額	(新設)
	四 法第二百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細	(新設)
	五 法第二百二十六条の三十一又は第二百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十四条第一項の規定に基づく特定資金援助（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細	(新設)
	六 法第二百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四条第一項の規定に基づく追加的特定資金援助（法第二百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細	(新設)
	七 法第二百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細	(新設)
	八 法第二百二十六条の三十七において準用する法第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細	(新設)
	九 法第二百二十六条の三十七において準用する法第九十九条の規定による損失の補填に係る業務に係る費用の金額及びその明細	(新設)

十 法第二百二十七条の二第一項又は第二百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

(新設)

十一 法第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り(特別監視金融機関等(法第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。以下同じ。))及び協定特定承継金融機関等(法第二百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。第二十九条の三十四及び附則第二条の十七において同じ。))に係るものに限る。)に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

(新設)

十二 (略)

三 (略)

(我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者)

(新設)

第二十九条の二 法第二百二十六条の二第二項第四号に規定する政令で定める者は、短資業者(貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第三号に掲げる者をいう。)とする。

(特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の三 法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等(法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。)について法第二百二十六条の九に

(新設)

において法第七十九条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「氏名又は名称及び住所」とあるのは、「名称及び主たる事務所」と読み替えるものとする。

(資産の国内保有)

第二十九条の四 法第二百二十六条の十七の規定に基づく特定認定（法第二百二十六条の二第一項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）に係る金融機関等に対する命令は、その期限及び次項に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とするものの総額の上限を示して行うものとする。

2 法第二百二十六条の十七に規定する特定認定に係る金融機関等の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 日本銀行に対する預け金
- 二 現金並びに金融庁長官が別に定める国内の者に対する預金、貯金及び定期積金
- 三 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）
- 四 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金、立替金その他の債権
- 五 国内に住所及び居所を有しない者に対する貸付金その他の債権であつて、元本の償還及び利息の支払を行う場所を国内とし、かつ、国内の裁判所を管轄裁判所とすることを定めている金銭消費貸借契約に係るもの

(新設)

六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者に信託した財産

七 国内に住所又は居所を有する者に対する差入保証金（取引について金融機関等が預託した金銭をいう。）

八 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）又は金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）に対する預け金

九 国内に所在する有形固定資産

十 その他金融庁長官が適当と認める資産

（特別監視金融機関等に係る資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二十九条の五 法第二百二十六条の十八において準用する法第八十九条及び法第二百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第二項において準用する法第八十九条に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

一 定期積金の積金者

二 掛金の掛金者

三 金銭信託の受益者

四 金融債の権利者

五 金融商品取引法第百十九条又は第百六十一条の二の規定により、金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引

（新設）

業者等をいう。次号及び第七号において同じ。）が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

六 対象有価証券関連取引（金融商品取引法第四十三条の二第一項第二号に規定する対象有価証券関連取引をいう。次号において同じ。）に関し、金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

七 対象有価証券関連取引に関し、顧客の計算に属する金銭又は顧客の計算において金融商品取引業者等が占有する有価証券に係るこれらの顧客

八 保護預り契約に係る債権者その他の特別監視金融機関等の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

（経営の健全化のための計画）

第二十九条の六 法第二百二十六条の二十二第五項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制（金融機関等が法第二百二十六条の二十二第三項の申込みをした場合にあっては、当該金融機関等の経営体制を含む。）の確立のための方策

三 配当等により剰余金その他これに類する金銭（金融機関等が法第二百二十六条の二十二第三項の申込みをした場合にあっては、当該金融機関等の剰余金その他これに類する金銭を含む。）が流出

（新設）

しないための方策

四 機構が法第二百二十六条の二十二第六項の決定に基づいて取得する特定株式等（株式等、特定劣後特約付社債（同項第一号に規定する特定劣後特約付社債をいう。以下同じ。））、株式会社及び協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。））以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。以下同じ。）（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。第二十九条の十三及び第二十九条の十七において同じ。）及び機構が法第二百二十六条の二十二第六項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる財源（金融機関等が同条第三項の申込みをした場合にあっては、当該金融機関等の財源）を確保するための方策

イ 当該特定株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより

転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

五 財務内容（金融機関等が法第二百二十六条の二十二第三項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（金融機関等が同項の申込みをした場合にあつては、当該金融機関等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特定劣後特約付社債）

第二十九条の七 法第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する政令で定める社債は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一 担保が付されていないこと。

二 その償還が行われない期間が発行時から五年を超えるものであること。

（法第二百二十六条の二十二第六項の決定に従つた優先出資の発行に

（新設）

よる登記の特例)

第二十九条の八 法第二百二十六条の二十二第七項において準用する法第二百七条の四第二項の規定により金融機関が法第二百二十六条の二十二第六項の決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の二十二第六項の決定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

(新設)

(特定株式等の引受け等の決定等について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の九 法第二百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込み

(新設)

に係る特定第一号措置（法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置をいう。以下同じ。）に係る特定株式等の引受け等（法第二百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行わない旨の決定がされたとき、同条第七項において準用する法第五十七条の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消し、法第二百二十六条の二十二第一項又は第三項の申込みがあつた場合（同条第一項の申込みがあつた場合にあつては、当該申込みが株式の引受けに係るものである場合に限る。）における当該申込みに係る同条第六項の決定を受けた同条第一項の申込みを行った金融機関等であつて株式会社であるもの又は同条

第三項の申込みを行った金融機関等若しくはその対象子法人等（同条第五項に規定する対象子法人等をいう。以下同じ。）であつて株式会社であるもの及び同条第一項又は第三項の申込みが株式、劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）又は特定劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けである場合において当該申込みに係る同条第六項の決定を行ったときについて、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第七項	第一項の申込みをした金融機関又は第二項の申込みをした銀行持株会社等	第二百二十六条の二十二第一項の申込みをした金融機関等又は同条第三項の申込みをした金融機関等
第五十五条第八項	第一百二十二条第二項、第六項及び第八項並びに前条第六項及び第八項の規定は	第二百二十六条の二三項、第七項及び第九項並びに第二百二十六条の二十一第六項の規定は、

				第百六条第二項	
			、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する	株式の引受け	準用する
		準用する。この場合において、第八十九条中「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融機関」とあるのは、「株式会社である」第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとする	特定株式等の引受け等		準用する

第百六条第三項	第百六条第四項	第百六条第五項				第百七条の二第一項
株式の引受け	第一号措置に係る認定	第百二条第六項及び第八項並びに第四百条第六項及び第八項	第一号措置に係る認定	同条第九項（第百二条第二項に係る部分を除く。）の規定はこの項において準用する第百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、前条第六項		金融機関又は銀行持
特定株式等の引受け等	特定第一号措置に係る特定認定	第百二十六条の二第七項及び第九項並びに第百二十六条の二第十一第六項	特定第一号措置に係る特定認定	前条第六項		金融機関等

第七十七条の二第二項	株式会社等	
	金融機関又は当該銀行持株会社等	
金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等	

（特定第一号措置に係る取得特定株式等）

第二十九条の十 法第二百二十六条の二十四第三項第二号（法第二百二十六条の二十五第四項（法第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特定株式等は、次に掲げる特定株式等とする。

一 機構が特定第一号措置により特定株式等の引受け等を行った金融機関等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換

（新設）

された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 機構が特定第一号措置により特定株式等の引受け等を行った金融機関等が行う合併又は会社分割により当該金融機関等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定株式等（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 この条の規定により取得特定株式等に該当する特定株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定株式等（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使

により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

(法第百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十九条の十一 法第百二十六条の二十五第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画(法第百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画をいう。第二十九条の十四並びに第三十八条第一項第七号及び第八号において同じ。)を連名で提出する法第百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一 責任ある経営体制の確立のための方策

二 配当等により剰余金が流出しないための方策

三 法第百二十六条の二十五第一項の認可を受けた株式交換等(同項に規定する株式交換等をいう。)により機構が割当てを受けた取得特定株式等である株式(次に掲げるものを含む。)につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類

(新設)

の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合に於ては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(対象金融機関等の組織再編成の認可の要件)

第二十九条の十二 法第二百二十六条の二十六第二項第五号に規定する政令で定める要件は、対象金融機関等(同条第一項に規定する対象金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十六において同じ。)が行う組織再編成(法第二百二十六条の二十六第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条から第二十九条の十七までにおいて同じ。)により機構が取得特定株式等となる株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資の割当てを受ける場合において、当該株式又は出資の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得特定株式等である株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資の種類と同一のものと認められることとする。

(承継金融機関等が提出する経営健全化計画)

(新設)

第二十九条の十三 法第二百二十六条の二十六第三項に規定する政令で

定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により剰余金その他これに類する金銭が流出しないための方策

四 法第二百二十六条の二十六第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得特定株式等である特定株式等及び当該組織再編成の後において機構が保有する取得特定貸付債権（法第二百二十六条の二十四第二項に規定する取得特定貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等（法第二百二十六条の二十六第二項第一号に規定する承継金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十八において同じ。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（承継子法人等が提出する経営健全化計画）

第二十九条の十四 法第二百二十六条の二十六第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

（新設）

（新設）

-
- 一 経営の合理化のための方策
 - 二 責任ある経営体制（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の経営体制を含む。）の確立のための方策
 - 三 配当等により剰余金その他これに類する金銭（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の剰余金その他これに類する金銭を含む。）が流出しないための方策
 - 四 経営健全化計画を連名で提出する金融機関等における、法第二百六条の二十六第四項において準用する同条第一項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等である特定株式等（当該金融機関等を発行者とするものに限り、株式等にあつては第二十九条の六第四号イからハまでに掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては同号イからハまでに掲げるものに類するものを含む。）につき剰余金その他これに類する金銭をもつてする自己の株式の取得その他これに準ずるものに対応することができるとする財源を確保するための方策
 - 五 財務内容（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- （特定第一号措置に係る組織再編成の認可について準用する法の規定の読替え）
-

第二十九条の十五 法第二百二十六条の二十二第六項の決定（同条第三

（新設）

項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定（同条第一項の申込みに係る決定に限る。）に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等（承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの（承継子法人等（法第二百二十六条の二十六第四項において準用する同条第二項第一号に規定する他の金融機関等を含む。）を含む。）のうち、法第二百二十六条の二十六第四項に規定する経営健全化計画を実施しているものについて、同項において同条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「対象金融機関等」とあるのは「特定対象子法人等」と、「承継金融機関等」とあるのは「承継子法人等」と、「労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」とあるのは「労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」とあるのは「商工組合子法人等」と読み替えるものとする。

（対象金融機関等以外の特定金融機関等の組織再編成の認可の要件）

第二十九条の十六 法第二百二十六条の二十六第六項第四号に規定する

（新設）

政令で定める要件は、対象金融機関等以外の特定金融機関等（同条第五項に規定する特定金融機関等をいう。）が行う組織再編成により機構が取得特定株式等となる株式又は株式会社及び協同組織金融

機関以外のものの出資の割当てを受ける場合において、当該株式又は出資の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得特定株式等である株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資の種類と同一のものと認められることとする。

(法第二百二十六条の二十六第七項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十九条の十七 法第二百二十六条の二十六第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の金融機関等における次に掲げる方策とする。

一 責任ある経営体制の確立のための方策

二 配当等により剰余金その他これに類する金銭が流出しないための方策

三 法第二百二十六条の二十六第五項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得特定株式等である特定株式等につき剰余金その他これに類する金銭をもつてする自己の株式の取得その他これに準ずるものに対応することができる財源を確保するための方策

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特定第一号措置に係る組織再編成の認可について準用する法の規定の読替え)

(新設)

第二十九条の十八 承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得

(新設)

特定株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等（法第二百二十六条の二十六第五項に規定する組織再編成後金融機関等をいう。）であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものについて、同条第八項において法第二百二十六条の二十五の規定を準用する場合には、同条第三項中「法第二百二十六条の二十二第五項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項」とあるのは、「この項の規定、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第七項」と読み替えるものとする。

（特定第一号措置に係る取得特定株式等の規定の準用）

第二十九条の十九 法第二百二十六条の二十四第三項の規定及び第二十

(新設)

九条の十の規定は、法第二百二十六条の二十六第八項において法第二百二十六条の二十四第二項の規定を準用する場合について準用する。

（法第二百二十六条の二十六第八項において準用する法第二百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画の規定の準用）

第二十九条の二十 第二十九条の十一の規定は、法第二百二十六条の二

(新設)

十六第八項において法第二百二十六条の二十五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の十一第三号中「法第二百二十六条の二十五第一項」とあるのは、「法第二百二

十六条の二十六第八項において準用する法第二百二十六条の二十五第一項」と読み替えるものとする。

(特定劣後特約付金銭消費貸借)

第二十九条の二十一 法第二百二十六条の二十八第三項に規定する政令で定める金銭の消費貸借は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
- 二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

(金融機関等による特定合併等を援助するための行為)

第二十九条の二十二 法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十条第一項に規定する政令で定める行為は、資金の貸付け又は預入れとする。

(新設)

(特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助の申込みに係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第二十九条の二十三 法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

(新設)

- 一 経営の合理化のための方策

二 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条

第一項の決定に基づいて取得する特定優先株式等（優先株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のもの、出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）及び機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該特定優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合

された株式

ハ 当該特定優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特定救済金融機関等の業務の継続の承認申請)

第二十九条の二十四 特定救済金融機関等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）は、法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあっては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等にあっては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二 法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び合併、事業の譲受け、特定債務引受け（法第二百二十六条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。第二十九条の二十七において同じ。）又は会社分割の日における当該契約の総額を記載した書面

(新設)

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

四 その他内閣府令・財務省令で定める書類

(特定資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第二十九条の二十五 法第六十二条の三十一において準用する法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十二条の三十一において準用する法第六十八条の二第二項の承認を受けた株式交換等(同項に規定する株式交換等をいう。)により機構が割当てを受けた法第六十二条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等である株式(次に掲げるものを含む。)につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(新設)

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について
分割され又は併合された株式

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため
の方策

(特定資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の
確保等のための方策)

第二十九条の二十六 法第二百二十六条の三十一において準用する法第
六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方
策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第
一項の承認を受けた組織再編成(同項に規定する組織再編成をい
う。以下この号において同じ。)により機構が割当てを受けた法
第二百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条
の二第六項に規定する取得特定優先株式等である特定株式等(株
式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株
式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債
権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。)及び法第百
二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項の承
認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得特定貸付
債権(法第二百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第
六十四条の二第五項に規定する取得特定貸付債権をいい、当該組

(新設)

織再編成に係る承継金融機関等（法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

〔特定資金援助について準用する法の規定の読替え〕

第二十九条の二十七 特定合併等（法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等いい、同項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等（同条第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。以下この条及び第二十九条の四十三において同じ。）がその事業の一部を他の金融機関等に譲渡するもの、特定債務引受け、法第二百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。）を行う特定救済金融機関等、内閣総理大臣の指定する金融機関等で特定合併等（法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第二十九条の三十二において同じ。）を援助するもの、法第二百二十六条の三十のあつせん、法第二百二十六条の二十八第一項若しくは第五項又は法第二百二十六条の三十一において準用する法第五十九条の第二項若しくは第六十条第一項の規定による申込み、法第二百二十六条の二十八第一項の規定による申込み、法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法第二百二十六条の三十のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。以下同じ。）及び機構が特定優先株式等の引受け等（法第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の

（新設）

引受け等をいう。以下同じ。）を行つた特定救済金融機関等又は法
 第二百二十六条の三十一に規定する特定救済持株会社等について、同
 条において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の
 表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十九条の二第一項	破綻金融機関に對して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）	特定破綻金融機関等に對して同項第一号に掲げる措置
第五十九条の二第二項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等
第六十条第一項	資金援助（第五十九条第一項第二号又は第四号に掲げるものに限る。）	同項第二号又は第四号に掲げる措置
第六十条第二項	又は労働金庫連合会	、労働金庫連合会又は第二百二十六条の二第二項第一号に規定

第六十二条第五項		第六十二条第三項				第六十二条第二項			
破綻金融機関	前条第一項	合併等	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関で	第五十九条第一項	前条第一項	金融機関		
特定破綻金融機関等	第二百二十六条の二十九第一項	特定合併等	金融機関等又は特定持株会社等	金融機関等で	第二百二十六条の二十八第一項	第二百二十六条の二十九第一項	金融機関等	する労働金庫等子法人等	

第六十四条第二項	第六十四条第五項				第六十四条第四項		第六十四条第三項			
	救済金融機関又は救済等	優先株式等の引受け等	合併等	金融機関又は銀行持株会社等	資金援助	金融機関又は銀行持株会社等	資金援助	合併等	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関に
	特定救済金融機関等	特定優先株式等の引受け等	特定合併等	金融機関等又は特定持株会社等	特定資金援助	金融機関等又は特定持株会社等	特定資金援助	特定合併等	金融機関等又は特定持株会社等	金融機関等に

項	第六十四条の二第五	第六十四条の二第四				項	第六十四条の二第三		
	救済金融機関	金融機関	優先株式等の引受け等	同条第二項第二号又は第六号	合併等	資金援助	優先株式等の引受け等	合併等	済銀行持株会社等
	特定救済金融機関等	金融機関等	特定優先株式等の引受け等	第二百二十六条の二十八第二項第二号又は第七号	特定合併等	特定資金援助	特定優先株式等の引受け等	特定合併等	又は特定救済持株会社等

第六十五条	金融機関又は銀行持 合併等	第六十四条の二第六 項第一号イ、ロ及び ハ			第六十四条の二第六 項第二号	金融機関を 救済銀行持株会社等 優先株式等			金融機関等 救済持株会社等 特定優先株式等
金融機関等又は特定	特定合併等	式等	の二十二第六項第一 号に規定する特定株 式等	定める第二百二十六条	金融機関等又は特定 持株会社等	金融機関又は銀行持 株会社等	定める株式等	優先株式等の引受け 等	特定優先株式等の引 受け等

	第六十六条第一項		第六十八條第二項第一		第六十八條第二項第一		第六十八條第三項第二号		第六十六條第一項	
株会社等に	若しくは議決	第八十七條	取得優先株式等		金融機関又は銀行持株会社等	取得優先株式等	第六十四條第二第六項		第六十八條第三項第二	
持株会社等に	、議決若しくは決定	第二百二十六條の十三	第二百二十六條の三十一において読み替えて準用する第六十四條第二第六項に規定する取得特定優先株式等	金融機関等又は特定持株会社等	取得特定優先株式等	第二百二十六條の三十一において読み替えて準用する第六十四條第二第六項				

取得貸付債権	取得特定貸付債権

(特定資金援助に係る取得特定優先株式等)

第二十九条の二十八 前条の規定により読み替えられた法第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める特定株式等は、次に掲げる特定株式等とする。

一 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行った金融機関等又は特定持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は特定持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社から機構が割当てを受けた優先株式(次に掲げるものを含む。)

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 機構が法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十四条

(新設)

第一項の決定により特定優先株式等の引受け等を行つた金融機関等又は特定持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関等又は特定持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定優先株式等（優先株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。）（優先株式等にあつては次に掲げるものを含む、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。）

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 この条の規定により取得特定優先株式等（法第二百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。）に該当する特定株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた特定株式等（株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含み、前二号に掲げる株式等を除く。）

イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

（追加的特定資金援助に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の二十九 第二十九条の二十三の規定は、法第二百二十六条の三十二第四項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十三第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法第二百二十六条の三十二第四項」と読み替えるものとする。

（追加的特定資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十 第二十九条の二十五の規定は、法第二百二十六条の三十二第四項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十五第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法第二百二十六条の三十二第四項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

〔追加的特定資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用〕

第二十九条の三十一 第二十九条の二十六の規定は、法第百二十六条

の三十二第四項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十六第二号中「法第百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは「法第百二十六条の三十二第四項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」と、「法第百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第百二十六条の三十二第四項において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

〔追加的特定資金援助について準用する法の規定の読替え〕

第二十九条の三十二 特定資金援助に係る特定合併等を行った特定救済金融機関等、法第百二十六条の三十二第一項又は第二項の規定による申込み、追加的特定資金援助及び機構が追加的特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を行つた特定救済金融機関等、特定救済持株会社等（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等をいう。）又は法第百二十六条の三十二第四項に規定する特定資金援助に係る合併若しくは新設分割に

（新設）

（新設）

より設立された金融機関等について、同項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十九条の二第一項	破綻金融機関に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）	特定破綻金融機関等に対して追加の同項第一号に掲げる措置
第五十九条の二第二項	破綻金融機関	特定破綻金融機関等
第六十四条第四項	資金援助	追加的特定資金援助
第六十四条第五項	資金援助	追加的特定資金援助
	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
	合併等	特定合併等
第六十四条の二第二項	優先株式等の引受け	特定優先株式等の引

項 第六十四条の二第四				項 第六十四条の二第三		項		
金融機関	優先株式等の引受け等	同条第二項第二号又は第六号	合併等	資金援助	優先株式等の引受け等	合併等	救済金融機関又は救済銀行持株会社等	等
金融機関等	特定優先株式等の引受け等	第八第二項第二号又は第七号	特定合併等	追加的特定資金援助	特定優先株式等の引受け等	特定合併等	金融機関等又は特定持株会社等	受け等

第六十七條第一項	第六十四條の二第五項				第六十四條の二第六項第一号イ、ロ及びハ		
救済金融機関	定める株式等	金融機関又は銀行持株会社等	優先株式等の引受け等	優先株式等	救済銀行持株会社等	金融機関を	救済金融機関
金融機関等又は特定持株会社等	定める第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等	金融機関等又は特定持株会社等	特定優先株式等の引受け等	特定優先株式等	特定持株会社等	金融機関等を	金融機関等

第六十七條第二項		第六十八條の二第二項		第六十八條の二第二項	
救済金融機関	、同項	取得優先株式等	金融機関又は銀行持株会社等	取得優先株式等	第六十八條の二第二項
金融機関等又は特定持株会社等	、前項	第二百二十六條の三十二第四項において読み替えて準用する第六十四條の二第六項に規定する取得特定優先株式等	金融機関等又は特定持株会社等	取得特定優先株式等	第六十八條の三第一項

取得貸付債権

取得特定貸付債権

(追加的特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用)

第二十九条の三十三 第二十九条の二十八の規定は、法第二百二十六条の三十二第四項において法第六十四条の二第五項(法第二百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十八中「前条」とあるのは「第二十九条の三十二」と、同条第一号及び第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは「法第二百二十六条の三十二第四項」と読み替えるものとする。

(協定特定承継金融機関等に生じた損失の金額)

第二十九条の三十四 法第二百二十六条の三十七において準用する法第九十九条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定特定承継金融機関等の各事業年度に係る次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 法第二百二十六条の三十七において準用する法第九十七条第一項に規定する承継協定の定めにより協定特定承継金融機関等の資産の買取りが行われた場合における当該資産に係る譲渡損に相当する金額

二 損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるもの

(新設)

(新設)

の金額

(特定承継金融機関等について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の三十五 特定承継金融機関等（法第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。）について法第二百二十六条の三十七において法の規定を準用する場合においては、法第九十六条第一項第四号中「当該承継銀行」とあるのは「当該特定承継金融機関等」と、「承継銀行子会社」とあるのは「特定承継金融機関等子会社」と、同条第三項中「銀行を」とあるのは「第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等を」と、「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」と、同条第四項中「承継銀行子会社」とあるのは「特定承継金融機関等子会社」と、「承継銀行が」とあるのは「特定承継金融機関等が」と、法第九十七条第一項第一号中「第九十四条第一項各号」とあるのは「第二百二十六条の三十六第一項各号」と、法第九十八条及び第九十九条中「協定承継銀行」とあるのは「協定特定承継金融機関等」と、法第三百三十五条第二項中「第九十一条第一項」とあるのは「第二百二十六条の三十四第一項第二号」と、「同条第一項第二号」とあるのは「同号」と、「被管理金融機関の事業の譲受け等」とあるのは「同条第一項の特別監視金融機関等の同項に規定する特定事業譲受け等」と読み替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法

(新設)

の規定の読替え)

第二十九条の三十六 法第二百二十六条の三十八第一項の規定による申込み及び同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定について、法第二百二十六条の三十八第五項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第二百二十六条の二十八第四項					読み替えられる字句
	第二百二十六条の二十八第二項第二号					読み替える字句
	第二百二十六条の二十八第二項第二号					読み替える字句
読み替える法の規定	第二百二十六条の二十八第七項及び第八項					読み替えられる字句
	金融機関等					読み替える字句
	金融機関等					読み替える字句
読み替える法の規定	第二百二十六条の二十九第一項					読み替えられる字句
	当該特定合併等					読み替える字句
	特定再承継金融機関等					読み替える字句

(新設)

第二百二十六条の二十九第三項						第二百二十六条の二十九第二項			
前条第二項第五号	特定救済持株会社等	特定救済金融機関等	特定破綻金融機関等	特定合併等	特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等	特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等	特定承継金融機関等及び特定再承継金融機関等又は特定承継再承継特定持株会社等	又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等	等又は特定承継金融機関等及び特定再承継特定持株会社等
第二百二十六条の三十八第二項第四号	特定再承継特定持株会社等	特定再承継金融機関等	特定承継金融機関等	特定再承継	再承継特定持株会社等	特定承継金融機関等及び特定再承継金融機関等又は特定承継再承継特定持株会社等	特定承継金融機関等及び特定再承継金融機関等又は特定承継再承継特定持株会社等	等又は特定承継金融機関等及び特定再承継特定持株会社等	等又は特定承継金融機関等及び特定再承継特定持株会社等

第二百二十六条の二十九第八項	特定破綻金融機関等	特定承継金融機関等
----------------	-----------	-----------

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十七 第二十九条の二十三の規定は、法第二百二十六条の三十八第七項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十三第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法第二百二十六条の三十八第七項」と読み替えるものとする。

（新設）

（特定再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十八 第二十九条の二十五の規定は、法第二百二十六条の三十八第七項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十五第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法第二百二十六条の三十八第七項」と読み替えるものとする。

（新設）

（特定再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二十九条の三十九 第二十九条の二十六の規定は、法第二百二十六条

(新設)

の三十八第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十六第二号中「法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第二百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第二百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは「法第二百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」と、「法第二百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第二百二十六条の三十八第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二十九条の四十 法第二百二十六条の三十八第六項のあつせん、同条

(新設)

第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法第二百二十六条の三十八第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等(同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下この条において同じ。)、特定再承継(同条第二項に規定する特定再承継をいう。)のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助(特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。)を受けた

特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関等を含む。）又は特定再承継特定持株会社等（同条第七項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう。）について、同条第七項において法の規定を準用する場合における技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第六十二条第二項		第六十二条第五項		第六十四条第四項
	前条第一項		金融機関又は銀行持株会社等		資金援助
	読み替えられる字句		第五十九条第一項又は第五十九条の第二項		金融機関又は銀行持株会社等
読み替える字句	第二百二十六条の二十九第一項		第二百二十六条の三十八第一項		特定資金援助
	読み替える字句		金融機関等又は特定持株会社等		金融機関等又は特定持株会社等
	読み替える字句		金融機関等又は特定持株会社等		金融機関等又は特定持株会社等

第六十四条第五項		第六十四条第二項		第六十四条第二項	
資金援助	優先株式等の引受け等	合併等	救済金融機関又は救済銀行持株会社等	優先株式等の引受け等	合併等
特定資金援助	特定優先株式等の引受け等	特定再承継	特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等	特定優先株式等の引受け等	特定再承継

第六十四条の二第六 項第一号イ、ロ及び ハ	第六十四条の二第五 項	第六十四条の二第四 項
優先株式等	救済銀行持株会社等 金融機関を	合併等 同条第二項第二号 優先株式等の引受け 等 金融機関 救済金融機関
特定優先株式等	特定再承継特定持株 会社等 金融機関等を	特定再承継 第二百二十六条の三十 八第二項第二号 特定優先株式等の引 受け等 金融機関等

第六十四条の二第六項第二号	優先株式等の引受け等	第六十四条の二第六項第二号	第六十五条	合併等	金融機関又は銀行持株会社等に	第六十六条第二項	第六十六条第三項第二号	第六十七条第一項
定める株式等	金融機関又は銀行持株会社等	定める株式等	合併等	金融機関又は銀行持株会社等に	若しくは議決	第八十七条	適格性の認定等を	
特定優先株式等の引受け等	金融機関等又は特定持株会社等	定める第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等	特定再承継	金融機関等又は特定持株会社等に	、議決若しくは決定	第二百二十六条の十三	第二百二十六条の三十八第五項において準	

第六十八條の二第一項	第六十七條第二項及び第六十八條	
取得優先株式等	適格性の認定等	適格性の認定等に
第二百二十六條の三十八第七項において読み替えて準用する第六十四條の二第六項に規定する取得特定優先株式等	第二百二十六條の三十八第六項のあつせん 又は第二百二十六條の二十九第一項の認定又は第二百二十六條の三十八第六項のあつせん	用する第二百二十六條の二十九第一項の認定又は第二百二十六條の三十八第六項のあつせん 認定又はあつせんに

第六十八條の二第二項	金融機関又は銀行持株会社等	金融機関等又は特定持株会社等
第六十八條の三第一項	取得優先株式等	取得特定優先株式等
第六十四條の二第六項	取得貸付債権	取得特定貸付債権

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用)

第二十九條の四十一 第二十九條の二十八の規定は、法第二百二十六條の三十八第七項において法第六十四條の二第五項（法第二百二十六條の三十八第七項において準用する法第六十八條の二第五項及び第六十八條の三第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九條の二十八中「前条」とあるのは「第二十九條の四十」と、同条第一号及び第二号中「法第二百二十六條の三十一」とあるのは「法第二百二十六條の三十八第七項」と読み替えるものとする。

(新設)

（特定負担金の納付等について準用する法の規定の読替え）

第二十九条の四十二 法第二百二十六条の三十九第一項の特定負担金について、同条第五項において法第五十条第二項の規定を準用する場合においては、同項第四号中「特定承継銀行」とあるのは「特定承継金融機関等」と、「第二百二十六条の三十四第三項第一号」とあるのは「第二百二十六条の三十四第三項第五号」と読み替えるものとする。

（新設）

（金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められる種類の債務の弁済に関する会社法の特例に関する読替え）

第二十九条の四十三 特別清算開始の命令若しくは会社法第八百二十

（新設）

二条第一項の規定による清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険業法（平成七年法律第百五号）第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等に対し法第二百二十七条の二第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて法第二百二十七条の五において法第六十九条の四第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第五百条第一項及び第五百三十七条第一項」とあるのは「第五百条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）及び第五百三十七条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）」と、同条第四項中「第五百四十九条第一項」とあるのは「第五百四十九条第一項（他の法律において準用する場合を含む

。」と読み替えるものとする。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付けについて準用する法の規定の読替え)

第二十九条の四十四 法第二百二十八条の二第一項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて同条第二項において法第六十四条第四項の規定を準用する場合には、同項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは、「第二百二十六条の二第一項に規定する特定認定に係る同条第二項に規定する金融機関等」と読み替えるものとする。

(事業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第三十条 法第三百三十一条第三項に規定する政令で定める債権者は、金融債の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の金融機関等の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(根抵当権の譲渡に係る特例に関する読替え)

第三十三条の二 法第三百三十三条の二第七項の場合について同項において法の規定を準用する場合には、同条第一項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「特定承継金融機関等(第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。第二項及

(新設)

(事業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第三十条 法第三百三十一条第三項に規定する政令で定める債権者は、金融債の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の金融機関の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(新設)

び第四項において同じ。）」と、同条第二項及び第四項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「特定承継金融機関等」と読み替えるものとする。

（保険料の額の端数計算等）

第三十四条 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第二百二十二条第三項又は第二百二十六条の三十九第三項若しくは第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

2 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第二項（法第二百二十二条第四項及び第二百二十六条の三十九第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二百二十二条第三項又は第二百二十六条の三十九第三項若しくは第四項の規定により保険料、延滞金、負担金又は特定負担金の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 （略）

（都道府県知事への通知）

第三十八条 金融庁長官及び厚生労働大臣（第四号にあつては、内閣総理大臣）は、労働金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金

（保険料の額の端数計算等）
第三十四条 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項又は法第二百二十二条第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

2 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第二項（法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は法第二百二十二条第三項の規定により保険料、延滞金又は負担金の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 （略）

（都道府県知事への通知）

第三十八条 金融庁長官及び厚生労働大臣（第四号にあつては、内閣総理大臣）は、労働金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金

庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第五十九条第六項（法第五十九条の二第三項（法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項、第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項（法第二百六十六条の三十一において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第一百一条第七項、第一百八条第四項、第二百六十六条の三十一、第二百六十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項及び第三項（これらの規定を法第一百一条第七項、第一百八条第四項、第二百六十六条の三十一、第二百六十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第二百八条第二項、第二百六十六条の三十一及び第二百六十六条の三十二第四項において準用する法第五十九条の二第三項、第二百六十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告

二 （略）

三 法第八十条、第二百六十六条の三第五項及び第二百六十六条の八の規定による報告又は資料若しくは計画の提出

四 法第四百条第一項及び第二百六十六条の二十一第一項の規定によ

庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第五十九条第六項（法第五十九条の二第三項（法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項、第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項、第六十五条（法第一百一条第七項、第一百八条第四項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項及び第三項（これらの規定を法第一百一条第七項、第一百八条第四項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）並びに第二百八条第二項の規定による報告

二 （略）

三 法第八十条の規定による報告又は資料若しくは計画の提出

四 法第四百条第一項の規定による計画の提出

る計画の提出

五・六 (略)

七| 法第二百二十六条の二十二第五項の規定による経営健全化計画の提出

八| 法第二百二十六条の二十六第三項の規定による経営健全化計画の提出

九| (略)

2 金融庁長官(第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。)は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第六十一条第一項(法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。)及び第二百二十六条の二十九第一項(法第二百二十六条の三十八第五項及び附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による認定

二 法第六十二条第一項、第一百一条第六項、第一百八条第三項、第二百二十六条の三十、第二百二十六条の三十八第六項、附則第十五条の四第六項及び附則第十五条の四の二第六項の規定によるあつせん

三 法第六十七条第二項(法第六十九条第四項、第一百一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十

五・六 (略)

(新設)

(新設)

七| (略)

2 金融庁長官(第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。)は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第六十一条第一項(法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。)の規定による認定

二 法第六十二条第一項、第一百一条第六項、第一百八条第三項及び附則第十五条の四第六項の規定によるあつせん

三 法第六十七条第二項(法第六十九条第四項、第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。)及び

六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第九十条ただし書、第二百二十六条の十ただし書及び第二百二十六条の十二第一項ただし書の規定による承認

四 (略)

五 法第百五条第四項及び第二百二十六条の二十二第六項の規定による決定

六 法第百八条の三第一項及び第二百二十六条の二十六第一項の規定による認可

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十九条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第百二十六条の二第一項の規定による特定認定

四 法第百二条第三項及び第二百二十六条の二第四項の規定による決定

五 (略)

六 法第百二十六条の二十第一項、第二百二十六条の二十一第二項、第四項及び第五項並びに第二百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第七項及び第百六条第四項の規定による法第百二十六条の二第一項の特定認定の取消し

第九十条ただし書の規定による承認

四 (略)

五 法第百五条第四項の規定による決定

六 法第百八条の三第一項の規定による認可

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十九条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三 (略)

(新設)

七| 法第百二条第二項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。）及び第

百二十六条の二第三項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

八| 法第百二条第五項及び第百二十六条の二第五項の規定による期限の設定

九| 法第百二条第六項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第七項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

十| 法第百二条第八項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第九項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及

四| 法第百二条第二項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

五| 法第百二条第四項の規定による期限の設定

六| 法第百二条第五項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

七| 法第百二条第六項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

び第七項並びに第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

十一 法第百四条第一項及び第百二十六条の二十一第一項の規定による計画の受理

十二 法第百四条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十一第六項（第二十九条の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

十三 法第百三十七条の三第一項の規定による決定並びに同条第四項の規定による通知及び公告

（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任）

第四十条 法第百三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定による権限（金融商品取引業者等（法第百二十六条の二第二項第三号に規

八 法第百四条第一項の規定による計画の受理

九 法第百四条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

（新設）

（新設）

定する金融商品取引業者、金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社、同号に規定する金融商品取引業者子特定法人、同号に規定する指定親会社子会社等及び同法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。次号において同じ。）に関するもの並びに金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者及び同条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）

二 法第百三十六条第二項及び第百三十七条第二項の規定による権限（法第百二十六条の二第二項第三号に規定する金融商品取引業者子特定法人、同号に規定する指定親会社子会社等、金融商品取引業者等の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものに限る。）

（財務局長等への権限の委任）

第四十一条 法第百三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（前条の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち次に掲げるものは、金融機関等（法第三十五条第一項の規定による委託を受けた同項に規定する金融機関代理業者を含む。次項及び第三項において同じ。）の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあっては、日本にお

（財務局長等への権限の委任）

第四十条 法第百三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、金融機関（法第三十五条第一項の規定による委託を受けた同項に規定する金融機関代理業者を含む。次項及び第三項において同じ。）の本店又は主たる事務所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福

る主たる営業所又は事務所。以下この条並びに次条第一項及び第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第三十七條の四の規定による命令

2 前項第二号から第四号までに掲げる権限で、金融機関等の本店等以外の営業所若しくは従たる事務所その他の施設（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、金融機関等の支店等に対して報告若しくは資料の提出を求め又は質問若しくは立入検査（以下この項及び次条第三項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融機関等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4・5（略）

第四十二條 第四十條の規定により証券取引等監視委員会に委任され

岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一〇三（略）

（新設）

2 前項第二号及び第三号に掲げる権限で、金融機関の本店等以外の営業所若しくは従たる事務所その他の施設又はその子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、金融機関の支店等に対して報告若しくは資料の提出を求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4・5（略）

（新設）

た権限は、金融機関等（金融商品取引法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者を除く。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、金融機関等の支店等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、金融機関等の支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融機関等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、同項に規定する権限のうち証券取引等監視委員会の指定するものについては、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項の規定により」とあるのは「第四十条の規定により証券取引等監視委員会に」と、「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「証券取引等監視委員会」とする。

5 証券取引等監視委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを廃止し、又は変更したとき

も、同様とする。

附 則

(承継協定銀行について適用する法の規定の読替え)

第二条の十 承継協定銀行（法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。附則第二条の十七第二号において同じ。）について同項の規定により法の規定を適用する場合には、法第五十条第二項中「場合には、前項の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、同項第四号中「承継銀行又は特定承継銀行（第二百二十六条の三十四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第二百一条の二第一項において同じ。）が設立された」とあるのは「承継機能協定（附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定をいう。以下同じ。）を締結した」と、法第九十一条の見出し中「設立」とあるのは「業務承継」と、同条第一項中「承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること」とあるのは「附則第十五条の二第四項第五号に規定する被管理金融機関の業務承継」と、「以下この章」とあるのは「第九十条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項第二号」と、法第九十二条の見出し中「の設立等」とあるのは「への出資等」と、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、承継銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第三項

附 則

(承継協定銀行について適用する法の規定の読替え)

第二条の十 法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行について同項において法の規定を適用する場合には、法第五十条第二項中「場合には、前項の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、同項第四号中「承継銀行が設立された」とあるのは「承継機能協定（附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定をいう。以下同じ。）を締結した」と、法第九十一条の見出し中「設立」とあるのは「業務承継」と、同条第一項中「承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること」とあるのは「附則第十五条の二第四項第五号に規定する被管理金融機関の業務承継」と、「以下この章」とあるのは「第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項第二号」と、法第九十二条の見出し中「の設立等」とあるのは「への出資等」と、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、承継銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、法第九十三条第一項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第二号」と、「同項」とあるのは「被管理金融機関」と、同条第二項中「業務承継」

中「前二項」とあるのは「前項」と、法第九十三条第一項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第二号」と、「同項」とあるのは「被管理金融機関」と、同条第二項中「業務承継」とあるのは「被管理金融機関の業務承継」と、法第九十四条第一項中「その経営管理」とあるのは「被管理金融機関の業務承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第二号」と、法第九十九条中「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第百条中「この章」とあるのは「第四十条の二第二号、第九十一条（第一項第一号を除く。）、第九十二条（第一項を除く。）から第九十四条まで、第九十五条及び第九十八条から第百条（これらの規定を第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）まで、第二百二十二条、第二百六条の三十四（第一項第一号を除く。）、第二百二十六条の三十五（第一項を除く。）、第二百二十六条の三十六、第二百二十六条の三十九、第二百二十九条、第三百三十三条から第三百三十四条まで、第三百三十五条第二項及び第三項（第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）並びに附則第十五条の二から第十五条の四の二まで」と、「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第二百六条の三十四の見出し中「設立」とあるのは「債務等承継」と、同条第一項中「特定承継金融機関等が事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割（以下「特定事業譲受け等」という。）により債務等（特定事業譲受け等に係る業務又は債務をいう。以下同じ。）を引き継ぎ、かつ、債務等の弁済等（その業務の暫定的な維持継続又は

とあるのは「被管理金融機関の業務承継」と、法第九十四条第一項中「その経営管理」とあるのは「被管理金融機関の業務承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第二号」と、法第九十九条中「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第百条中「この章」とあるのは「第九十一条（第一項第一号を除く。）、第九十二条（第一項を除く。）から第九十五条まで、第九十八条から第百条まで、第二百二十九条、第三百三十三条から第三百三十五条（第一項を除く。）、第二百二十九条、第三百三十三条から第三百三十五条（第一項を除く。）まで及び附則第十五条の二から第十五条の四まで」と、「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第二百二十九条第一項、第三項及び第五項中「協定承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第三百三十三条第六項中「承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第三百三十五条第二項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第二号」とする。

債務の弁済をいう。以下同じ。)を円滑に行うことをいう」とあるのは「附則第十五条の二第四項第五号に規定する特別監視金融機関等の債務等承継をいう。第二百二十六条の三十六第一項において同じ」と、同項第二号中「債務等」とあるのは「債務等(事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割(以下「特定事業譲受け等」という。)に係る業務又は債務をいう。以下同じ。)」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第二号」と、同条第三項第一号中「債務等の弁済等」とあるのは「債務等の弁済等(その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。)」と、法第二百二十六条の三十五の見出し中「の設立等」とあるのは「への出資等」と、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、法第二百二十六条の三十六第一項中「その経営管理」とあるのは「特別監視金融機関等の債務等承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第二百二十六条の三十四第一項」とあるのは「第二百二十六条の三十四第一項第二号」と、法第二百二十九条第一項、第三項及び第五項中「協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、法第三百三十三条第六項中「承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第三百三十五条第二項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項第二号」とする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二条の十二の二 法附則第十五条の四の二第一項の規定による申込

み及び同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定について、法附則第十五条の四の二第五項において法の規定を準用する場合においては、法第二百二十六条の二十八第四項中「第二項第二号に掲げる合併又は同項第七号に掲げる新設分割」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号に掲げる合併」と、「金融機関等若しくは当該新設分割により設立される金融機関等」とあるのは「金融機関等」と、「当該合併又は当該新設分割」とあるのは「当該合併」と、「二以上の特定救済金融機関等」とあるのは「二以上の特定再承継金融機関等」と、同条第七項及び第八項中「金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、法第二百二十六条の二十九第一項中「当該特定合併等」とあるのは「当該特定再承継」と、「特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等」とあるのは「特定再承継金融機関等又は承継協定銀行及び特定再承継特定持株会社等」と、同条第二項中「特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等」とあるのは「承継協定銀行及び特定再承継金融機関等又は承継協定銀行及び特定再承継特定持株会社等」と、同条第三項中「特定合併等」とあるのは「特定再承継」と、同項第一号中「特定破綻金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、同項第三号中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」

（新設）

と、「特定救済持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等」と、「特定破綻金融機関等から」とあるのは「承継協定銀行から」と、「前条第二項第五号」とあるのは「附則第十五条の四の第二項第五号」と、「特定破綻金融機関等の業務又は」とあるのは「附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立金融機関等の業務又は」と、「特定破綻金融機関等の業務の」とあるのは「承継協定銀行の業務の」と、同条第八項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立金融機関等」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二条の十二の三 第二十九条の二十三の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十三第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に係る業務の継続の承認申請の規定の準用）

第二条の十二の四 第二十九条の二十四の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十七条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十四中「特定

（新設）

（新設）

救済金融機関等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。）とあるのは、「特定再承継金融機関等（法第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。）と読み替えるものとする。」

（特定再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二条の十二の五 第二十九条の二十五の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十五第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第二条の十二の六 第二十九条の二十六の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十六第二号中「法第二百二十六条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項」とあるのは「法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第二百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは「法

（新設）

（新設）

附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十条の二第六項」と、「法第二百二十六条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」とあるのは「法附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二条の十二の七 法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、同条

第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等（同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下この条において同じ。）、法附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助（特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた特定再承継金融機関等（当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。）又は法附則第十五条の四の二第七項に規定する特定再承継特定持株会社等について、同項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項」と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の四の二第一項」と、同条第五項中「

（新設）

金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十四条第四項及び第五項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、法第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継金融機関等又は特定再承継特定持株会社等」と、「合併等」とあるのは「特定再承継」と、同条第三項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「同条第二項第二号又は第六号」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関」とあるのは「金融機関等」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、「合併又は新設分割」とあるのは「合併」と、「金融機関を」とあるのは「金融機関等を」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項第一号イ、ロ及びハ中「優先株式等」とあるのは「特定優先株式等」と、同項第二号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、「定める株式等」とあるのは「定める第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定

株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十六条第一項中「若しくは議決」とあるのは「議決若しくは決定」と、同条第三項第二号中「第八十七条」とあるのは「第二百二十六条の十三」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等」とあるのは「認定又はあつせん」と、同条第二項及び第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、法第六十八条の二第一項中「取得優先株式等」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用）

第二条の十二の八 第二十九条の二十八の規定は、法附則第十五条の

(新設)

四の二第七項において法第六十四条の二第五項（法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十八中「前条」とあるのは「附則第二条の十二の七」と、同条第一号及び第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。

（特定負担金の決定に係る報告事項）

第二条の十七 法附則第十八条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 法附則第七条第一項に規定する業務（法第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、法第二百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく追加的特定資金援助、法第二百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び法附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた法附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係る収益の金額及びその明細

二 法附則第十五条の二第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付され収納した金銭（特別監視金融機関等について設けた同項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）の金額

三 法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

（特定資産に係る利益の事由及び金額）

第六条 法附則第二十一条第二項に規定する政令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同項に規定する利益の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 三 （略）

四 特定資産である有価証券その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるもの（以下「買取有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回ったこと。
当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五・六 （略）

（特定資産に係る利益の事由及び金額）

第六条 法附則第二十一条第二項に規定する政令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同項に規定する利益の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 三 （略）

四 特定資産である有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるもの（以下「買取有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回ったこと。
当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五・六 （略）